技術提案書作成要領

1　技術提案書の内容

技術提案書（様式３）の内容は下記のとおりとする。

(1)　業務の実施体制
　ア　過去の業務成績
　イ　賠償責任保険の加入状況
　ウ　総括責任者及び主任技術者について
(2)　業務の実施方針
(3)　提案内容

2　書式及び提出枚数

(1)　用紙は、Ａ４サイズ、縦向きのレイアウトとする。
(2)　構成は。「１(1)業務の実施体制」及び「１(2)業務の実施方針」は各１ページ、「１(3)提案内容」は２ページの計４ページとすること。なお、１(2)及び１(3)のレイアウトは自由とする。
(3)　ページの追加は認めない。

3　記載にあたっての留意事項

それぞれの項目の記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

(1)　「１(1)ア　過去の業務成績」について
　本市から受託し、令和４年度～令和６年度に完了した「建築設計・監理業」の業務について、各年度の「成績評定※の平均点」の平均値が基準点以上か否かを「(1)ア　過去の業務成績」欄に記載すること。
　※　成績評定とは、「札幌市設計等委託業務成績評定及び通知公表要領」第７条に基づき通知した評定結果に記載された当該業務の評定点を指す。評定結果は、市役所本庁舎２階の市政刊行物コーナー（行政情報課内）にて閲覧可能。
(2)　「１(1)イ　賠償責任保険の加入状況」について
　現在、加入している賠償責任保険の名称を記載すること。また、保険の加入が確認できる書類の写しを添付すること。
(3)　「１(1)ウ　総括責任者及び主任技術者」について
　ア　総括責任者及び主任技術者の定義については、別紙「プロポーザル説明書　３(2)業務従事者の資格等」を参照すること。
　イ　設計業務について総括責任者及び主任技術者の「氏名」、「年齢」、「経験年数」、「所属・役職」、「略歴（今までに従事したすべての勤務先）」を記載し、雇用関係を確認できる書類の写しを添付すること。
　　※　雇用関係を確認できる書類として健康保険証の写しを添付する場合、被保険者等記号・番号及び保険者番号（これらの情報が読み取れる二次元コード含む。）をマスキング（黒塗り）すること。
　ウ　「保有資格」には総括責任者及び主任技術者が保有する一級建築士の取得年と当該業務に関連する国家資格及び民間資格（例：登録建築家（JIA）、JSCA建築構造士（JSCA）、高度な専門知識を有する建築設備士・設備設計一級建築士（JABMEE）、建築コスト管理

士・建築積算士（BSIJ）、専攻建築士（JABA）など）を記載し、免許証等、資格を証明できる書類の写しを添付すること。

エ 「手持ち業務」は、令和８年４月以降に行うことが決まっている設計業務（業務価格が１千万円以上。ただし、消費税等相当額を含まないものとする。）の件数を記載すること。

オ 「ＣＰＤ取得単位数」には令和６年４月１日から令和７年３月31日の１年間を対象期間とし、下記のいずれかに該当する場合に取得単位数と各団体が推奨する単位/年を記載し、証明できる書類の写しを添付すること。

(ｱ) 対象期間内に各団体の推奨単位/年以上の取得が証明できる場合

(ｲ) 推奨単位が複数年の合計単位となっている場合は、１年間の平均に換算した値を基準値とし、対象期間内に基準値以上の単位を取得している場合
例）推奨単位が３年間で36単位の場合、基準値は12単位とする。

カ 「業務実績」には過去10年間（平成28年４月１日から技術提案書提出日まで）に総括責任者又は主任技術者として携わった「プロポーザル説明書　３(1)カ」に該当する実施設計の業務実績を記載し、以下の書類を添付すること。

(ｱ) 当該業務の契約書の写し

(ｲ) 施設の用途、階数、延べ面積を確認できる書類（特記仕様書等）の写し

(ｳ) 総括責任者または主任技術者として携わった立場を証明できる書類（業務実施体制届出書等）の写し※

(ｴ) 実施体制証明書（様式５）

※ 当該業務において業務実施体制届出書等を作成していないなど、携わった立場を証明できる書類の写しを提出できないやむを得ない理由がある場合に限り省略することができる。

(4) 「１(2)業務の実施方針」について

業務への取組体制・取組姿勢、関係法令チェック体制、設計担当者・設計チームの特徴等を文章により簡潔に記載すること。設計チームの実績を示す写真等を使用しても差し支えない。

(5) 「１(3)提案内容」について

ア 求める提案項目を実現するための設計手法や対処方法（発想、解決方法等）について提案すること。

イ 提案は、基本的考え方を文章、模式図、イラスト、ゾーニング等で簡潔に記載すること。

(6) その他

ア 業務名欄に、参加する業務名を記載すること。

イ 設計事務所名欄に、貴社の事務所名称を記載すること。

ウ 整理番号欄は記載しないこと。

エ 文章と整合性のないイメージ図等の表現は減点の対象とする場合がある。

オ フォントサイズは８ポイント以上とすること。ただし、写真等の説明文及び文章を補完するためのイラスト、ゾーニング図等の説明文、注記文等のフォントサイズは問わない。

カ カラー及び白黒の別は問わない。

キ 記載事項に過不足がない限り、技術提案書（様式３）は、独自の様式で作成しても差し支えない。（手書きで記載しても問題ない。）

ク 余白は左側を15mm以上、上下右側は10mm以上とること。

ケ 記載にあたっては、別添「技術提案書（記載例）」を参考とすること。